

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年5月14日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。  
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件
2. GIIグレード 0件
3. GIIIグレード 8件

| NO. | 号機等 | 不適合事象   | 備考 |
|-----|-----|---|----|
| 1   | 1号機 | 残留熱除去海水系(B)淡水希釈配管逆止弁の動作不良を確認した。当該弁を点検・修理。   |    |
| 2   | 2号機 | 原子炉建屋付属棟地下4階北側所内用圧縮空気供給接続弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。  |    |
| 3   | 2号機 | 廃棄物処理区域120V計測用分電盤のスイッチ(1箇所)に動作不良を確認した。当該スイッチを点検・修理。   |    |
| 4   | 5号機 | 南側OFケーブル(電力ケーブル)洞道換気空調盤の洞道温度(No. 1、2)温度指示計表示の不良を確認した。当該温度計を点検・修理。   |    |
| 5   | 5号機 | 非常用ディーゼル発電機(B)オイルシール押えカバーより油にじみを確認した。当該部を点検・修理。   |    |
| 6   | 6号機 | タービン建屋配管ラバーブーツ(覆い)の一部に破損及び外れを確認した。当該部を点検・修理。  |    |
| 7   | その他 | 6号機での原子炉ウェル密閉プラグ吊り具損傷を受けての点検時、2号機同吊り具移動機構用シャフト部取付ボルト(4本中2本)に損傷を確認した。また、1号機ウェルカバー吊り具移動機構用シャフトにわずかな曲がりを確認した。当該部を修理。 |    |
| 8   | その他 | 荒浜側補助ボイラー運転日誌の重油サービスタンクレベル(A)(B)に誤記を確認した。当該箇所を訂正。   |    |